

太陽光発電施設等の地上設置に係る取扱根拠、届出対象行為および基準について(滋賀県提供アンケート結果および環境省まとめによる)

【審1-6】

|    | 自治体名 | 取扱根拠 |      |     | 手続きが必要な対象行為                                   |  | 基準の内容                              | 備考   |   |
|----|------|------|------|-----|---|--|------------------------------------|--|---|
|    |      | 景観計画 | 取扱基準 | 他法令 | 法令の名称   | 高さ   |                                    |  | 面積  |
| 1  | 北海道  | ○    |      |     | 北海道景観計画                                       | 【一般】5m<br>【広域景観形成推進地域】5m   | 【一般】築造面積2000㎡<br>【広域景観形成推進地域】1000㎡ | ・特化した基準なし  | ・工作物の一類型として届出<br>・平成27年3月にガイドライン策定予定。           |
| 2  | 山梨県  |      |      | ○   | 山梨県自然環境保全条例                                   | —  | モジュール面積10000㎡                      |  | 世界遺産景観保全地区内でモジュール面積が10000㎡を超える場合は、届出および協定の締結が必要 |
| 3  | 山形県  | ○    |      |     | 山形県景観計画                                       | 13m  | 築造面積1000㎡                          | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 4  | 福島県  | ○    |      |     | 福島県景観計画                                       | 13m  | 築造面積1000㎡                          | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 5  | 石川県  | ○    |      |     | 石川県景観計画                                       | 【重点地区】<br>1.5m   | —                                  | 重点地区のみ基準あり<br>【位置】主要な視点場や公共空間からは目立たない場所に設置する<br>【形態】施工方法を工夫し、目立たないデザインとする<br>【素材】反射が少なく目立たないものを用いる |   |
| 6  | 長野県  | ○    |      |     | 長野県景観計画                                       | 【一般地区】<br>20m(メガソーラー)<br>13m(一般のパネル)<br>【重点地区】<br>8m(メガソーラー)<br>5m(一般のパネル) | —                                  | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 7  | 鳥取県  | ○    |      |     | 鳥取県景観計画                                       | 【景観計画区域】13m<br>【重点区域】5m  | 【景観計画区域】築造面積1000㎡<br>【重点地区】 —      | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 8  | 島根県  | ○    |      |     | ふるさと島根の景観づくり条例                                | —  | 設置面積1000㎡                          | ・特化した基準なし  | ・工作物の一類型として届出<br>・届出事務取扱いにおいて、届出前の景観調査を規定       |
| 9  | 広島県  | ○    |      |     | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例                         | 【一般】13m<br>【モデル地域】5m   | 【一般】築造面積1000㎡<br>【モデル地域】 —         | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 10 | 長崎県  | ○    |      |     | 長崎県美しい景観形成計画                                  | 15m  | 築造面積1000㎡                          | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 11 | 横浜市  | ○    |      |     | 横浜市景観計画                                       | —  | 【関内地区、みなとみらい21中央地区・新港地区】 見付面積10㎡   | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 12 | 川崎市  |      | ○    |     | 平成23年3月25日国住指4936号「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取り扱いについて」 | 31m  | —                                  |  |   |
| 13 | 名古屋市 | ○    |      |     | 名古屋市景観計画                                      | 31m  | 事業用地10000㎡                         | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型(電気供給施設)として届出                            |
| 14 | 堺市   | ○    |      |     | 堺市景観計画  | 15m  | —                                  | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 15 | 岡山市  | ○    |      |     | 岡山市景観計画                                       | 13m  | 築造面積500㎡                           | ・特化した基準なし  | 工作物の一類型として届出                                    |
| 16 | 広島市  |      | ○    |     | 景観協議制度(要綱)                                    | 全て景観協議対象<br>(平和記念公園周辺)   | 全て景観協議対象<br>(平和記念公園周辺)             |  |   |

太陽光発電施設等の地上設置に係る取扱根拠、届出対象行為および基準について(滋賀県提供アンケート結果および環境省まとめによる)

【審1-6】

|    | 自治体名              | 取扱根拠 |      |     | 手続きが必要な対象行為                           |  | 基準の内容  | 備考  |  |
|----|-------------------|------|------|-----|---------------------------------------|--|--|---|--|
|    |                   | 景観計画 | 取扱基準 | 他法令 | 法令の名称                                 | 高さ   |  |   | 面積   |
| 17 | 北海道<br>中標津町       |      | ○    |     | 太陽光発電施設立地に伴う<br>景観形成基準                | —  | 敷地面積10000㎡<br>売電を主たる目的とするもの                    | ・特化した基準なし   | 敷地面積10000㎡で売電目的のものは、<br>事前協議が必要  |
| 18 | 北海道<br>函館市        | ○    |      |     | 函館市景観計画                               | 【低層住居系用途地域】10m<br>【住居系用途】13m<br>【商業・工業系用途】20m                                      | —  | 【位置】地上設置型は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する<br>必要   | 景観計画区域内は届出対象は左のとおり<br>景観形成街路沿道区域のみ基準あり   |
| 19 | 福島県<br>白河市        | ○    |      |     | 白河市景観計画                               | 10m  | 築造面積1000㎡                                      | ・地上設置の太陽光に特化した基準なし(屋根設置はあり)   | 工作物の一類型(高架水槽等)として届出<br>屋根に設置する場合、「太陽光発電システム設<br>置推奨基準」が定められている   |
| 20 | 神奈川県<br>鎌倉市       | ○    |      |     | 鎌倉市景観計画                               | 【風致地区】5m<br>【一般地区】10m<br>【歴史的風土保存区域】1.5<br>m                                       | —  | ・地上設置の太陽光に特化した基準なし(屋根設置はあり)   |  |
| 21 | 山梨県<br>忍野村        |      | ○    |     | 太陽光発電設備または風力発電設<br>備の建設等に関する指導要綱      | —  | モジュール面積1000㎡                                   |   | ・モジュールの色彩は黒色又は濃紺色若しくは<br>低明度かつ低彩度の目立たないもの<br>・フレームの色彩はモジュール部分と同等のもの<br>・素材は低反射のもの<br>・主要な眺望点、主要な道路から富士山等への<br>景観を阻害しないよう工夫する |
| 22 | 山梨県<br>富士河口湖<br>町 |      | ○    |     | 富士河口湖町太陽光発電設備又は風力<br>発電設備の建設等に関する指導要綱 | —  |  |   |  |
| 23 | 山梨県<br>山中湖村       |      | ○    |     | 山中湖村太陽光発電設備又は風力発電<br>設備の建設等に関する指導要綱   | —  |  |   |  |
| 24 | 静岡県<br>裾野市        | ○    |      |     | 裾野市景観計画                               | —  | モジュール面積1000㎡                                   | 【位置・規模】富士山などの眺望を阻害しないような配置、高さとすること<br>【色彩】モジュールの色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たな<br>いものとする こと など  |  |
| 25 | 静岡県<br>富士市        |      | ○    |     | 太陽光発電設備の設置に係る<br>土地利用事業に関する行政指導<br>方針 | —  | —  | —   | 一定区域内での太陽光発電設備の自粛要<br>請  |
| 26 | 静岡県<br>富士宮市       |      | ○    |     | 大規模な太陽光発電設備及び<br>風力発電設備の設置に関<br>する取扱い | —  | モジュール面積1000㎡                                   | 【素材・色彩】<br>○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える<br>低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たな<br>い物を使用する。<br>【色彩】<br>○太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のも<br>のとし、低反射の物を使用するよう努める。<br>○パワーコンディショナーや分電盤などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和す<br>る物を使用する。<br>【規模】<br>○太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう<br>にする。<br>【位置】<br>○尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避ける。<br>○歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必<br>要に応じ植栽などにより修景を施す。<br>○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を<br>阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。 | 抑止地域内では設置をしないこと<br>抑止地域外では景観上の配慮を求める   |
| 27 | 長野県<br>佐久市        |      |      | ○   | ①佐久市自然環境保全条例<br>②開発指導要綱               | —  | 【①の条例対象地域】<br>設置面積500㎡<br>【対象地域外】<br>設置面積1000㎡ | —   | 【①の条例対象地域】<br>地元説明会、協議経過を添付し許可申請<br>【対象地域外】<br>市と事前協議  |
| 28 | 金沢市               | ○    |      |     | 金沢市景観計画                               | —  | 【景観形成区域】全て<br>【重要広域幹線景観形成区域】50㎡<br>【その他の区域】50㎡ | 【位置】公共空間・施設から望見できる場所には設置しない<br>【素材】反射が少なく模様が目立たないものを採用する  |  |
| 29 | 京都市               |      | ○    |     | 太陽光パネルの景観に関す<br>る運用基準                 | 自然・歴史的景観の保全に係る地区、市街地景観のうち景観地区や修<br>景地区、伝建地区など、特に保全すべき地区についてはエリアに応じた<br>規模を対象としている。 | —  | エリアにより異なるが、設置禁止区域の設定、高さ規制、パネルの色彩規<br>制、保全緑地の設置、歴史的風土との調和などを基準としている。   | 屋根については、公共用地から見える場合には<br>形態等について制限があり、陸屋根については<br>目隠措置を講じる基準あり。  |

太陽光発電施設等の地上設置に係る取扱根拠、届出対象行為および基準について(滋賀県提供アンケート結果および環境省まとめによる)

【審1-6】

|    | 自治体名         | 取扱根拠 |      |     | 手続きが必要な対象行為                          |   | 基準の内容            | 備考   |  |
|----|--------------|------|------|-----|--------------------------------------|---|------------------|--|--|
|    |              | 景観計画 | 取扱基準 | 他法令 | 法令の名称                                | 高さ  |                  |  | 面積   |
| 30 | 奈良県<br>橿原市   | ○    |      |     | 橿原市景観計画                              | 【一般エリア】10m<br>【周辺景観保全エリア】全て<br>【風致地区】1.5m<br>【歴史的風土保存地区】5m<br>【貝吹山景観保全地区】2m | 【一般エリア】設置面積1000㎡ | 【色彩】<br>①パネルの色は、光沢を抑えた黒色、濃紺色又は濃灰色<br>②架台及び外枠の色は黒を基調とすること | ・景観計画に太陽光を明記<br>・橿原市ソーラーシステム等の設置基準に関する要綱において基準および届出を規定 |
| 31 | 奈良県<br>奈良市   | ○    |      |     | 奈良市景観計画                              | —   | パネル面積1000㎡       | ・特化した基準なし  | ・工作物の一類型として届出<br>・屋根設置についても基準あり                        |
| 32 | 兵庫県<br>姫路市   | ○    |      |     | 姫路市景観計画                              | —   | 敷地面積1000㎡        | ・特化した基準なし  | ・工作物の一類型として届出  |
| 33 | 大分県<br>杵築市   |      | ○    |     | 杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱             | —   | 敷地面積5000㎡        |  | 市との協議、地元住民への説明会の開催                                     |
| 34 | 大分県<br>日出町   |      | ○    |     | 日出町発電施設設置事業指導要綱                      | —   | 敷地面積5000㎡        |  | 近隣関係者、町との協議  |
| 35 | 大分県<br>豊後高田市 |      | ○    |     | 豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱             | —   | 敷地面積5000㎡        |  | 地元自治会、市との協議<br>特定エリアでの設置自粛要請                           |
| 36 | 大分県<br>由布市   |      | ○    |     | 由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 | —   | 事業区域面積5000㎡      |  | 抑制区域内では事業を行わないこと<br>5000㎡を超える場合は、自治会への説明後、届出が必要        |

|    |    |   |
|----|----|---|
| 21 | 13 | 2 |
|----|----|---|

|                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| 太陽光発電設備の設置に関する手続きを必要としている団体 | 36団体                     |
| うち、景観計画に基づき太陽光を届出対象としている団体  | 21団体                     |
| うち、景観形成基準を具体的に定めている団体       | 5団体(石川県、函館市、裾野市、金沢市、橿原市) |